

2 さまざまな人権課題

(1) 男女共同参画社会の実現に向けて…女性

国連は、1975(昭和50)年を「国際婦人年」、その翌年から10年間を「国連女性のための10年」と設定し、世界的に女性の地位向上を目指した活動を展開しました。そして1979(昭和54)年に女性の権利を包括的に保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」を採択しました。

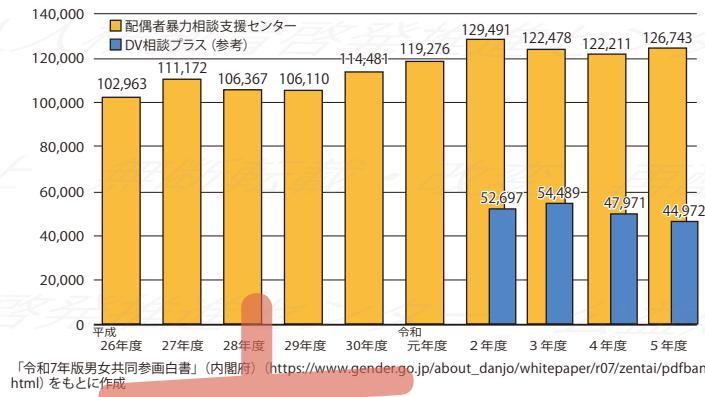
日本は、1985(昭和60)年にこの条約を批准しましたが、条約批准に当たり「男女雇用機会均等法⁽¹⁾」を施行(1986(昭和61)年)するなどさまざまな法的整備を行いました。

1999(平成11)年には「男女共同参画社会基本法」(2026(令和8)年改正)が施行され、これに基づき2000(平成12)年には「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この基本計画は、その後5年ごとに見直され、さまざまな施策が推進されています。

一方、女性に対する暴力や付きまといに対処するため、2000(平成12)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」(2021(令和3)年改正)が、2001(平成13)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」(2024(令和6)年改正)がそれぞれ施行されました。また2023(令和5)年の刑法改正により、不同意性交等罪・不同意わいせつ罪の適用が開始されています。

1999(平成11)年に男女雇用機会均等法が改正され⁽²⁾、セクシュアルハラスメント(セクハラ)の防止に関する配慮義務が、雇用主に課せられました。同法はその後の改正により、雇用主に出産や育児を理由とするマタニティハラスメント(マタハラ)防止についての必要な措置が義務付けられ、防止対策の強化も講じられています。今後、求職活

<図 DV相談件数の年次推移>



動におけるセクハラ防止措置も義務付けられる予定です。

また、2016(平成28)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されています(2026(令和8)年以降順次改正)。2018(平成30)年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました(2021(令和3)年改正)。

さらに、2022(令和4)年には「AV出演被害防止・救済法⁽³⁾」、2024(令和6)年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。同年には離婚後の女性の再婚禁止期間を廃止する等の民法改正も行われています。

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、女性への暴力を根絶する取り組みを進め、「男女共同参画社会」を実現していくために努力していかなければなりません。

(1) 正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(当時)。

(2) 名称も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に変更。

(3) 正式名称は「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」。